

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（5号機取水口周辺の管理対象区域変更）に係る面談
2. 日時：令和5年3月16日（木）13時40分～14時35分
3. 場所：原子力規制庁 6階1F会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

松田室長補佐、高木係長、横山係長

新井安全審査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

本社 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（5号機取水口周辺の管理対象区域変更。以下「変更認可申請」という。）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 措置を講ずべき事項について等への適合性について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、令和5年2月22日の前回面談の原子力規制庁からのコメントに対する対応が、十分に資料に反映されていないことを踏まえ、以下のコメント等を行った。
 - 資料の以下の箇所について、記載の充実等を図ること。
 - ✓ 1.2.3「(1) 管理対象区域のバウンダリ（境界）の設定」の記載の充実。
 - ✓ 1.2.3「(2) 管理対象区域における放射線管理」の記載の充実。
 - ✓ 「表-1 法令の要求事項やマニュアル等の整理」の記載の充実。
 - ✓ 「図-5 管理対象区域のバウンダリ（境界）のイメージ図」の修正。
 - 本変更認可申請により、新たに管理対象区域外及び管理対象区域としたい箇所がわかるように、詳細な図を提示すること。
 - 管理対象区域の管理について既に実施している内容については、申請内容と区別するため、参考として記載すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所 特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う管理対象区域変更）

参考：

- 福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（5号機取水口周辺の管理対象区域変更）に係る面談（議事要旨）<https://www2.nra.go.jp/data/000421806.pdf>

以上